

平成 29 年度

鎌ヶ谷市民間保育所設置運営事業者  
募集要項

平成 29 年 7 月

## 目 次

1 募集概要	2
2 募集資格	2
(1) 主体	
(2) 運営実績	
(3) 財務状況	
(4) 所管庁の監査、指導検査等	
(5) その他	
3 募集施設の概要	3
(1) 施設の種別	
(2) 開設日	
(3) 定員	
(4) 受入年齢	
(5) 開設時間	
(6) 休園日	
(7) 苦情処理	
(8) 個人情報の保護について	
(9) その他の注意事項	
4 募集対象地域	3
5 募集施設数	4
6 募集条件	4
7 募集方法	8
8 整備・運営にあたっての補助制度	16
(1) 建物躯体部分から保育所を整備する場合	
(2) 賃貸物件により保育所を整備する場合	
(3) 借入金元金補助（鎌ヶ谷市創設保育所整備費補助金）	
(4) 利子補給（鎌ヶ谷市創設保育所整備費補助金）	
(5) 民間保育所運営費補助金	

## **1 概要**

鎌ヶ谷市では、待機児童対策及び保育サービスの拡大を目的として、市内に認可保育所を整備しています。

そこで、平成30年12月の開設を目指して、平成29年、30年度中に保育所を整備する事業者を公募します。

## **2 募集資格**

応募資格は、次のとおりとします。ただし、応募後、本資格を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。

### **(1) 主体**

原則として、応募日現在において、以下のいずれかの法人格において、3年以上の法人運営実績を有することを要します。なお、新たに法人格を取得する見込みがある場合については、別途ご相談ください。

- ①社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- ②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ③日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- ④学校教育法第22条に規定する学校法人
- ⑤特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- ⑥会社法第2条第1号に規定する会社

### **(2) 運営実績**

応募日現在において、児童福祉法に定める保育所（公設民営園での業務委託、指定管理者を含む。）若しくは児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）又は学校教育法に定める幼稚園を1年以上運営していること。

### **(3) 財務状況**

運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正であり、次のいずれにも該当しないこと。

- ①直近3年間の会計年度において、3年間連續して損失を計上している。
- ②直近3年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過になっている。

### **(4) 所管庁の監査、指導検査等**

事業主体及び運営している施設において、直近に実施された所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取り扱いとします。

### **(5) その他**

応募事業者は、次の事項を満たすこと。

- ①施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること。

- ②社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業者であること。
- ③認可保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- ④市の掲げる保育理念を十分に理解し、市の保育行政について積極的に協力できる事業者であること。
- ⑤本募集要項にて提示する条件を厳守できること。
- ⑥P14「欠格事項」に該当しないこと。

### 3 募集施設の概要

- (1) 施設の種別 認可保育所
- (2) 開設日 平成30年12月1日に開設すること。
- (3) 定 員 60名とします。
- (4) 受入年齢 生後6か月～5歳児
- (5) 開設時間 月曜日～金曜日：7：00～19：00 延長保育時間を含む  
12時間以上  
土曜日：7：00～19：00 延長保育時間を含む  
12時間以上
- (6) 休園日
  - ①日曜日
  - ②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - ③年末年始（12月29日から31日まで及び1月2日及び1月3日）  
※当該日を開園日とすることも可
- (7) 苦情処理  
苦情解決の仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置等）。
- (8) 個人情報の保護について  
個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他の関係法令に準じ、適切に取扱うこと。
- (9) その他の注意事項
  - ①保護者会の設置を妨げないこと。
  - ②保育料以外の費用徴収については、重要事項説明書に記載し、あらかじめ、保護者に説明を行い、文書による同意を得るなど、市の定めに従うこと。

### 4 募集対象地区

中央地区：道野辺中央1～5丁目、道野辺本町1～2丁目、右京塚、南初富4～6丁目、中央1～2丁目、富岡1～3丁目、初富本町1～2丁目、新鎌ヶ谷1～4丁目、初富928～931番地

東部地区：丸山1～3丁目、鎌ヶ谷1～9丁目、南鎌ヶ谷1～4丁目、東道野辺2～7丁目

南部地区：道野辺、西道野辺、馬込沢、中沢、東道野辺1丁目、東中沢1～4丁目、北中沢1～3丁目、中沢新町

※保育運営事業者は、既存の保育所との距離、利便性、地域需要等を考慮して選定します。

※保育園等配置状況・・・別添資料 参考

※対象地区外（北部、西部、中央東）についても需要度、利便性等が見込まれる場合事前相談のうえ、協議いたします。

## 5 募集施設数

1 施設

## 6 募集条件

(1) 土地を確保して保育所を整備する場合

### I 土地の要件

① 平成30年12月1日に保育所開所が可能な市内の土地であること。

② 敷地内に2歳以上児1人あたり3.3m<sup>2</sup>以上の屋外遊戯場を併設、もしくは屋上園庭を設置すること。

③ 建築基準法第42条に定義される道路に接している土地であること。

④ 敷地外に出ることができる二方向の避難経路が確保されていることなど、保育所としての安全が担保される土地であること。

⑤ 次のいずれかに該当する土地であること。

i ) 応募事業者が所有権を有している、又は保育所開所に支障のない時期までに自己所有となる土地。

ii ) 以下の条件を満たした事業用定期借地権の設定契約により貸与される土地。

・ 20年以上の貸付期間とすること。

・ 貸借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

※貸付にあたっては、公証役場にて公正証書を作成すること。

※応募（本申請）時点で契約を締結していない場合は、貸主との間で

選定後に締結することの合意を得ること（書面を交わしておくこと）。

⑥ 隣地・道路との境界が確定している土地であること。

⑦ 抵当権等の制限物権がついていないことが望ましい。また地上権や賃借権を設定すること。

⑧ 土地所有者が住民税又は法人住民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。

⑨ 土地所有者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

⑩ 保育所の整備にあたり、近隣の理解が得られる土地であること。

## II 設備・構造の要件

- ①建築基準法、都市計画法、消防法、児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び保育所設置認可等事務取扱要綱等の関連法令の定めるところに従うこと。
- ②以下の場合には施設整備資金の一部を返還する可能性があることに留意した上で、建物の構造を計画すること。
  - i 敷地使用期間満了時に耐用年数が経過していない場合
  - ii 施設整備補助を活用した建物の耐用年数以前に保育所を廃止又は建物を除却した場合
- ③敷地内に、保護者が送迎の際に一時的に利用する自動車駐車場、自転車駐輪場、ベビーカー置場を設けること。
- ④敷地内に、給食の材料搬入や緊急時等に一時的に利用する車両の駐停車スペースを確保すること。
- ⑤調理室、調乳室の構造設備については、図面を確定する前に予め習志野保健所に相談し、その指導に従うこと。

## III 地域住民等への説明

- ①市の指示に基づき、認可保育所整備・運営に関して、町会関係者、地域住民等への説明を整備・運営事業者の責任において行うこと。
- ②施設の設計や工事の実施にあたっては、次の事項等について近隣の住民と十分に話し合い、整備・運営事業者の責任において解決すること。
  - ・建物の位置と高さ（日照）
  - ・出入口の位置と構造
  - ・換気扇の位置と向き
  - ・窓等の位置と大きさ
  - ・植栽樹木等の管理
  - ・防音対策
  - ・保護者や園児の安全な動線の確保と交通安全対策
  - ・工事車両の搬出入経路
  - ・工事騒音や振動
  - ・その他、近隣の住民より要望のある事項

## IV 関係法令及び通知の遵守

- ①認可保育所の整備・運営にあたり、以下の法令及び条例、関係規定の基準を満たすこと。※ここに掲げる法令及び条例、関係規定が全てではないので、注意すること。
  - ・児童福祉法、児童福祉法施行規則及び児童福祉施設の設備及び運営に関する

## 基準等の関係法令

- ・子ども・子育て支援法及び関係法令
- ・都市計画法及び関係法令
- ・建築基準法及び関係法令
- ・消防法及び関係法令
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ・千葉県のまちづくり条例
- ・その他、建築確認申請に伴い必要な条例等の手続き
- ・千葉県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・保育所設置認可に関する審査基準
- ・保育所設置認可等に関する要綱

②建築基準法による保育所用途として、設計を確定する前に予め鎌ヶ谷市都市建設部建築住宅課及び管轄の消防署に相談し、その指導に従うこと。

③鎌ヶ谷市関係条例等については、鎌ヶ谷市関係部署へ事前に相談すること。

④認可保育所の整備・運営にあたり、以下の通知に該当する場合は、通知に定める基準を満たすこと。

- ・保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）
- ・保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発86号）
- ・不動産貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号）
- ・国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号）
- ・子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日雇児発0903第6号）
- ・「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて（平成27年9月3日雇児保発0903第1号）
- ・「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について（平成27年9月3日雇児保発0903第2号）
- ・私立保育所の運営に要する費用について（平成27年9月3日雇児保発0903第3号）

## V 人材確保・育成

①社会福祉事業における経験が豊富で、マネジメント能力の高い施設長候補者及

び主任候補者を確保すること。

②職員を確保するための手段や育成方法に関して、実現性が高い計画が立てられていること。

③保育の安定性の面から、職員の異動について配慮すること。

## VI 事業の継続性

預かった園児に対する安定的・継続的な保育サービスの提供という視点から、経営状況等の悪化等により、運営開始後に保育サービスの提供が困難になった場合の具体的な対応策を講じていること。

### (2) 賃貸物件による保育所を整備する場合

#### I 建物の要件

①平成30年12月1日に保育所開設が可能な市内の建物であること。

②敷地内に2歳以上児1人あたり3.3m<sup>2</sup>以上の屋外遊戯場を併設、もしくは屋上園庭を設置すること。

③敷地外に出ることができる二方向の避難経路が確保されていることなど、保育所としての安全が担保される土地に建築された建物であること。

④賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

※応募（本申請）時点で契約を締結していない場合は、貸主との間で選定後に締結することの合意を得ること（書面を交わしておくこと）。

⑤抵当権等の制限物権がついていないことが望ましい。また、地上権や賃借権を設定すること。

⑥建築確認申請書・建築確認済証及び検査済証（紛失している場合は台帳記載事項証明書）等の提出が可能で、かつ建築基準法による保育所への用途変更が確実に行えるものであり、認可保育所として使用するための施設基準を満たす建物であること。

⑦原則として、昭和56年6月1日以降に、建築確認を受けている建物であること。ただし、これ以前に建築確認を受けている場合であっても、耐震補強を実施するなどして、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本の方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断を受け、I<sub>s</sub>値が0.7以上かつq値が1.0以上となる鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物は、対象となります。

⑧建物所有者が住民税又は法人住民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。

⑨建物所有者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

⑩保育所の整備にあたり近隣の理解が得られる建物であること。

⑪その他、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について

（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）」の定めに拠ること。

## II 設備・構造の要件

上記「（1）土地を確保して保育所を整備する場合」と同様

## III 地域住民等への説明

上記「（1）土地を確保して保育所を整備する場合」と同様

## IV 関係法令の遵守

上記「（1）土地を確保して保育所を整備する場合」と同様

## V 人材確保・育成

上記「（1）土地を確保して保育所を整備する場合」と同様

## VI 事業の継続性

上記「（1）土地を確保して保育所を整備する場合」と同様

## 7 募集方法

### （1）事前相談

平成29年7月3日（月）～平成29年8月31日（木）までに鎌ヶ谷市健康福祉部幼児保育課までご来庁ください（要電話予約）。なお、事前相談がない場合は事前申請を行うことができません。

### （2）事前申請

平成29年7月14日（金）～平成29年9月15日（金）までに事前申請を行ってください。なお、事前申請後に辞退することは妨げませんが、事前申請がない場合は本申請を行うことができません。

#### 《提出書類》

	書類	備考・様式
1	鎌ヶ谷市民間保育所設置運営事業者応募事前申請書	第1号様式
2	誓約書	第2号様式
3	事業計画書	第3号様式
4	設立代表者等調書	第4号様式
5	法人の概要 ①定款 ②法人履歴事項全部証明書 ※1	

	<p>③法人印鑑登録証明書 ※1</p> <p>④過去3年度末現在の財産目録（法令上作成が義務付けられていない会社は除く）</p> <p>⑤財務関係書類として以下のア及びイを提出すること</p> <p>ア直近3か年分の決算書 (株式会社等にあっては、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書、キャッシュフロー計算書を含む。保育所を運営している法人にあっては、運営する保育所（複数ある場合は最も新しい保育所1か所）の資金収支計算書及び資金収支内訳表、年度末積立預金明細表を含む) 及び法人税申告書の写し ※2</p> <p>イ平成28年度の収支予算書 (注) ⑤については、以下の(1)、(2)について提出すること。</p> <p>(1) 当該法人分</p> <p>(2) 重要な関係会社（議決権のある株式を50%以上取得している親会社又は法人代表者が同一もしくは親族関係にある会社）分</p>	
6	<p>理事、監事、評議員及び施設長関係</p> <p>①役員・評議員名簿一覧表</p> <p>②建設工事等に関する誓約書 原本（理事・監事・評議員）</p>	<p>①第5号様式</p> <p>②第6号様式</p>
7	<p>申請に係る施設等の概要調書（その1）</p> <p>①設置予定地の写真（2方向以上）</p> <p>②写真をとった方向を示す図</p>	<p>第7号様式－1</p> <p>①、②は任意様式</p> <p>事前申請時点で未作成の場合は不要</p>
8	所轄庁との協議状況調書	第8号様式
9	<p>納税証明書</p> <p>①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署にて取得）※1</p> <p>②千葉県税の完納証明書（県税事務所にて取得 千葉県内に本店又は営業所がある場合）</p> <p>③市税納付確認書</p> <p>④法人市民税納税証明書※1</p>	<p>③第9号様式（鎌ヶ谷市に納税義務がある法人のみ提出すること。）</p>
10	現在運営している施設の概要	パンフレット等でも可
11	直近3か年の法人及び施設の指導監査結果及び改善報告の写し（社会福祉法人や社会福祉施設運営法人については直近3回分、学校法人については直近2回分）	
12	屋外活動に関する計画書	様式第10号

※1 申請日から3か月以内に発行された原本を正本に添付すること。

※2 写しに代表者による原本証明を行ったものを正本に添付すること。

《提出部数》

正本1部 副本9部（正本の写し）

《書類の綴じ方》

サイズはA4版（図面A3版）とし、左綴じとしてください。

《提出方法》

持参でのみ受け付けします。予め電話連絡の上、ご来庁ください。

《提出先》

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号  
総合保健福祉センター2階  
鎌ヶ谷市健康福祉部幼児保育課  
TEL：047-445-1141（内線710）

（3）質疑応答

・質問を受付する期間

平成29年7月3日（月）～平成29年8月31日（木）午後5時まで

・質問方法

質問書に記入の上、提出してください。

原則として電子メールによることとします。電子メール環境が無い場合は、FAXによることとします。

いずれの場合も、質問を送信した旨、必ず電話連絡をしてください。

応募資格に該当する者以外からの質問、応募と無関係な質問、受付期間外の質問は受け付けません。

また、幼児保育課窓口又は電話での質問は受け付けません。

・回答はホームページに随時掲載します。

《提出先》

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号  
総合保健福祉センター2階  
鎌ヶ谷市健康福祉部幼児保育課  
TEL：047-445-1141（内線710）  
FAX：047-443-2233  
E-mail：hoikusien@city.kamagaya.chiba.jp

（4）本申請

事前申請を行った事業者は、平成29年8月1日（火）～平成29年9月29日（金）午後5時までに本申請を行ってください。

《提出書類》

	書類	備考・様式
1	申請に係る施設等の概要調書（その2）	第7号様式－2
2	民間保育所設備基準・認可基準調書	第11号様式

	<p>建物及び設備に関する確認書を添付すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図面関係書類（A3サイズ）※5</li> </ul> <p>位置図（2500分の1の都市計画図）、案内図、公図、配置図、平面図（100分の1程度の基本設計図）</p> <p>部屋の使用年齢、定員、床面積（壁芯、有効をそれぞれ記載すること）、立面図</p>	
3	<p>設置運営資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備補助金の交付に係る算定表（概算）</li> <li>・独立行政法人福祉医療機構借入金限度額の算定を添付すること。</li> </ul> <p>必要に応じて提出する書類</p> <p>①積立金目的外使用による財源を予定する場合には積立金明細書</p> <p>②独立行政法人福祉医療機構からの借入を予定する場合</p> <p>借入金償還計画表</p> <p>③寄付金による財源を予定する場合</p> <p>　寄付確約書</p> <p>　預金残高証明書 ※3</p> <p>　所得証明書又は課税証明書（最新年度分）※1</p> <p>④その他金融機関の借入による財源を予定する場合</p> <p>　担保となる資産の証明書（登記全部事項証明書）</p> <p>　借入誓約書</p> <p>　借入金償還計画表</p> <p>⑤自己資金関係書類</p> <p>　ア自己資金内訳書</p> <p>　イ銀行等の残高証明書 ※3</p>	<p>第12号様式 - 1</p> <p>第12号様式 - 2</p> <p>第12号様式 - 3</p> <p>第13号様式</p> <p>第14号様式</p> <p>第15号様式</p> <p>第13号様式</p> <p>第16号様式</p>
4	<p>施設長について</p> <p>ア施設長選任理由書</p> <p>イ履歴書 ※2</p> <p>ウ在職証明書</p> <p>エ施設長就任承諾書 ※2</p> <p>注：施設長押印は実印を使用のこと</p> <p>オ身分証明書 ※1</p> <p>カ登記されていないことの証明書 ※1</p> <p>キ印鑑登録証明書 ※1</p>	<p>第17号様式</p> <p>第18号様式</p>
5	<p>土地、建物及び近隣説明の関係</p> <p>①法人の議決機関の議事録 ※2</p> <p>②建物等及び近隣説明に関する報告書</p> <p>　地元説明経緯個別調書（隣接者等）※2</p> <p>③土地及び建物</p>	<p>第19号様式</p> <p>第20号様式</p>

	<p>ア公図          (計画敷地を太線で囲い、敷地・隣接地（道路向かいを含む）に地権者名を記入のこと)</p> <p>イ土地及び建物の全部事項証明書 ※1</p> <p>ウ土地及び建物賃貸借契約書（又は確約書 参考例あり）</p> <p>エ印鑑登録証明書 （賃貸借相手方） ※1</p> <p>オ建設工事等に関する誓約書 （賃貸借相手方） ※1</p> <p>カ建築確認済証及び検査済証の写し（改修等の場合）</p> <p>キ耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類（新耐震基準を満たしていない建物の場合）</p>	
6	<p>施設整備関係</p> <p>①工程表（基本設計から施設開所までの全体の概略スケジュール）</p> <p>②施設見積書（工事事務費を含む中項目程度の見積書）原本</p> <p>③設備見積書（児童用、職員用、事務用に分ける）</p>	<p>①スケジュールは週単位で記載すること。</p>
7	その他必要な資料等 ※4	

※1 申請日から3か月以内に発行された原本を正本に添付すること。

※2 写しに代表者による原本証明を行ったものを正本に添付すること。

※3 申請日から1か月以内に発行された原本を正本に添付すること。

※4 別途、書類等の追加提出を求める場合があります。

※5 概略配置図・平面図の記載事項について、以下の項目を記載すること。

#### 【配置図】

1. 道路名称、幅員、道路境界線、高低差
2. 隣地等隣地境界線、高低差、擁壁
3. 建物出入り口、境界までの距離
4. 外構内扉、外柵、駐車場、スロープ勾配
5. 園庭面積、遊具の配置
6. 方位
7. 真北距離（隣地境界線までの真北方向への最短水平距離）

#### 【平面図】

1. 各室名称、面積、出入口、窓、壁、下駄箱、ロッカー  
保育室は、部屋の使用年齢、定員、床面積（部屋面積及び有効面積）
2. 便所等便器（大、小）、手洗器、仕切りの有無
3. 階段等最低基準に該当する階段等の名称
4. 廊下幅員

### 【その他必要な記載事項】

1. 保育室ごとの面積・有効面積・定員の一覧表
2. 採光面積採光有効面積、計算式（断面図含む）
3. 住所（地名地番）、建ぺい率、容積率、用途区域、各階床面積

### 《提出部数》

正本1部 副本9部（正本の写し）

### 《書類の綴じ方》

- i サイズはA4版（団面A3版）とし、表紙及び目次を付けて左綴じとしてください。
- ii ページ番号を通して付番し、インデックスを添付してください。

### 《提出方法》

持参でのみ受け付けします。予め電話連絡の上、ご来庁ください。

### 《提出先》

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号  
総合保健福祉センター2階  
鎌ヶ谷市健康福祉部幼児保育課  
TEL：047-445-1141（内線710）

### （5）提案候補地の視察

審査時の参考とするため、提案された候補地を視察させていただきます。

### （6）申請事業者審査会の開催

「鎌ヶ谷市民間保育所運営事業者選考委員会設置要綱」に基づき設置する鎌ヶ谷市民間保育所運営事業者選考委員による申請事業者審査会を開催し、下記のとおり申請事業者の審査を実施する予定です。なお、本申請の提出事業者が4者を超える場合は、本申請終了後、視察前に書類審査をおこない書類審査の評価が高い事業者から上位4者により審査会を実施します。

- ①審査に当たっては、書類審査、視察、申請事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングによって総合的に評価を行います。
- ②プレゼンテーション及びヒアリングを実施するため、審査会には申請事業者にもご出席いただきます。
- ③プレゼンテーションは、その方法やプレゼンテーションに対する選定委員の印象等は評価の対象にせず、企画提案書の内容を明確に伝えることを目的とします。
- ④評価合計点が鎌ヶ谷市の定める基準評価合計点を上回る申請事業者の中から、事業者ごとに順位の数字（順位点）の合計点を算出し、その点数が最も低い事業者を候補事業者として選定いたします。ただし、順位点の合計が同点の

場合は、1位の獲得数が多い事業者を優先します。また、1位の獲得数が同数の場合には、順に2位、3位の獲得数が多い事業者を優先します。なお、申請事業者のすべてが基準評価合計点を下回る場合は「該当事業者なし」といたします。

#### (7) 審査基準

審査項目	評価細目	配点
1 組織体制	①職員の構成	10点
2 運営状況	①事業実績 ②法人の経営状況	20点
3 資金計画	自己資金の確保状況	10点
4 施設の立地	①建物の状況 ②施設の利便性・地域のニーズ	20点
5 運営内容	①児童への対応 ②保育者の雇用及び育成 ③保育の内容	30点
6 総合力	総合的な評価	10点

#### (8) 審査結果通知

審査結果は、合否に関わらず文書によってすべての申請事業者に通知いたします

#### (9) 申請後の辞退

事前申請後に辞退するときは平成29年9月22日（金）までに、本申請後に辞退するときは平成29年10月6日（金）までに、いずれも文書（任意様式）により届け出てください。

#### (10) 申請書類の取り扱い

事前申請または本申請時に提出された書類は返却いたしません。なお、提出された申請書類は、鎌ヶ谷市情報公開条例（平成11年鎌ヶ谷市条例第3号）に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

#### (11) 欠格事項

以下のいずれかに該当する場合は欠格とします。

- ア 提出書類に虚偽があった場合
- イ 事業計画の内容が本要項で定めた条件を満たさない場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している場合
- オ 千葉県内に本店又は営業所等を有する法人その他の団体にあっては、県税を滞納している場合

- カ 鎌ヶ谷市税を滞納している場合
- キ 鎌ヶ谷市における指名停止措置等を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている場合
- ク 過去3ヶ年の間に実施された、申請事業者が運営する児童福祉施設、認可外保育施設及び申請事業者本部等に対する社会福祉法、児童福祉法、建築基準法、消防法、地方公共団体が定める基準または要綱その他の関係法令及び通知等（以下、「関係法令」という。）に基づく報告、質問、立入検査又は調査等（以下、「監査」という。）（過去3ヶ年の間に監査の実施実績がない場合は直近に実施された監査）の結果、監査実施機関から受けた指示、勧告または命令等に従わなかった等の事案から、関係法令を遵守して保育所を設置・運営することができない恐れがあると認められる場合。
- ケ 財務状況及び経営状況に、保育所の安定的な運営に支障が生じる恐れがある問題があると認められる場合。
- コ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の適用を受け、事業者に財産的能力がなくなったと認められる場合
- サ 刑事事件その他の不祥事により、事業者の信用が失墜したと認められる場合
- シ 次のいずれかに該当する場合
  - i 申請事業者または申請事業者の役員等（役員、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が鎌ヶ谷市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、または暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）であると認められる場合、または、暴力団若しくは暴力団員等が指定管理者の経営に実質的に関与していると認められる場合
  - ii 申請事業者または申請事業者の役員等が、自己、自社・法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められる場合
  - iii 申請事業者または申請事業者の役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
  - iv 申請事業者又は申請事業者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合、その他、本要項及び関係法令に違反すると認められる場合

#### （12）募集・選定スケジュール

※以下は予定であり、スケジュールが変更になる場合があります。

事前相談 質疑受付	平成29年7月 3日（月）～ 平成29年8月31日（木）
事前申請	平成29年7月14日（金）～ 平成29年9月15日（金）
本申請	平成29年8月1日（火）～ 平成29年9月29日（金）
候補地の視察	平成29年9月～10月上旬頃
申請事業者審査会	平成29年10月上旬頃
審査結果通知	平成29年10月中旬頃

## 8 整備・運営にあたっての補助制度

整備・運営事業者が施設を整備・運営するにあたっては、次の補助制度を利用するなどを前提とします。なお、本募集要項に基づく整備・運営事業者の決定に際しては、補助制度を利用するための条件が付される場合があります。

今回の募集は、平成29年度整備であるため、国の平成29年度以降の補助要綱等が示されていないことから、補助内容や金額が変更となる可能性があることにご注意ください。

補助制度は、当該事業の経費を含む市の予算の成立を要件とし、予算が成立しない場合は、助成を受けることができません。

なお、工事請負契約は、関係法令及び通知等を遵守するとともに、鎌ヶ谷市が行う契約手続の取扱いに準拠してください（鎌ヶ谷市の入札実施の要領に準拠して入札を実施することが、保育所等整備交付金の交付要件の一つとなります）。

### （1）建物躯体部分から保育所を整備する場合

補助内容 別紙1参照

※ 保育所等整備交付金を活用する場合、事業着手は、交付金の内示後となります。

### （2）賃貸物件により保育所を整備する場合

補助内容 別紙2参照

※ 保育対策総合支援事業費補助金を活用する場合、改修工事に関する事業着手は、平成30年4月以降となります。（ただし開設日を平成30年4月1日とする場合は、平成29年4月以降に事業着手し、平成30年3月上旬に完了となります。）

### (3) 民間保育所運営費補助金

開所後の保育所運営に当たっては、子ども・子育て支援法附則第6条に規定する委託費に加え、鎌ヶ谷市民民間保育所等運営費補助金交付基準に基づき、国・県の補助制度に基づく補助及び市独自の補助を行います。

市の単独補助では、事務費・事業費補助、法定福利費及び退職共済掛金補助、施設修繕改修費補助、嘱託医報酬及び嘱託歯科医報酬に対する補助、借地・借家料補助、障がい児保育士加配補助、3歳以上の主食代補助があります。

なお、交付された市独自の補助金は、原則として当該保育所で指定された目的のために支出されるものであり、実績報告を確認した上で、補助金交付額が実績に満たない場合は、返還していただくことがあります。

また、平成29年度以降については、本助成の内容が変更となる可能性がありますので、ご承知おきください。

補助内容 別紙3参照

### 【参考サイト】

国が定める公定価格に基づき委託費をお支払します。給付額は地域区分や利用定員、認定区分による基本額（児童一人当たりの単価）と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。詳しくは下記のサイトをご覧ください。

- ・制度全般（内閣府HP）<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>
- ・公定価格の単価 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

## (1) 建物躯体部分から保育所を整備する場合

区分	補助	補助対象者	対象経費	補助額	その他
保育所の創設	保育所等整備交付金	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	本体工事費（施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費）、実施設計費用、保育所開設準備費、特殊付帯工事費、新たに土地を賃借して整備する場合の賃借料、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・増改築の場合が対象）	(i) 及び(ii)により算出した額の少ない方の額（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる） (i) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、保育所等整備交付金別表で定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額 (ii) 保育所等整備交付金別表の交付基準額表に定める事業ごとに算出した基準額の合計額に8分の9を乗じた額	
防音壁整備	保育所等整備交付金	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	防音壁整備に係る本体工事費（施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費）、実施設計費用	(i) 及び(ii)により算出した額の少ない方の額（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる） (i) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、保育所等整備交付金別表で定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額 (ii) 保育所等整備交付金別表の算定基準（防音壁整備）に定める基準額に2分の3を乗じた額	

区分	補助	補助対象者	対象経費	補助額	その他
保育所整備費 補助（保育所等整備交付金を活用）	市単独補助	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	本体工事費（工事費又は工事請負費、工事事務費）、保育所開設準備費、特殊付帯工事費、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・増改築の場合が対象）、防音壁整備に係る本体工事費	保育所の創設及び防音壁整備における市の補助負担額の合計額が4,000万円に満たない場合、4,000万円から当該市の補助負担額の合計額を控除した額	
保育所整備費 補助（保育所等整備交付金を活用しない）	市単独補助	上記以外の法人	本体工事費（工事費又は工事請負費、工事事務費）、保育所開設準備費、特殊付帯工事費、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・増改築の場合が対象）、防音壁整備に係る本体工事費	(i) 及び(ii)により算出した額の少ない方の額（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる） (i) 対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄附金収入額を除く）を控除した額とを比較して少ない方の額 (ii) 4,000万円	
借入金元金補助（鎌ヶ谷市創設保育所整備費補助金）	市単独補助	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金	1億円を限度に借り入れた対象資金に係る一の年度中に償還する元金総額の2分の1（400万円が上限）。ただし、交付する補助基準額の累計は、1施設当たり8,000万円を限度とする。	補助対象期間は、補助額が補助基準額に達するまで
利子補給（鎌ヶ谷市創設保育所整備費補助金）	市単独補助	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	独立行政法人福祉医療機構から融資を受けた資金の利子	当該年度中に支払った利子の総額の4.6分の1.6（1円未満の端数は切り捨て）	借入金元金補助の対象期間

## (2) 賃貸物件により保育所を整備する場合

区分	補助	補助対象者	対象経費	補助額	その他
賃貸物件による保育所改修費等	保育対策総合支援事業費補助金	公募の対象となる事業者	賃貸物件により、新たに保育所を設置するために必要な改修費等（改修費等、賃借料及び礼金（敷金を除く。））	<p>( i ) 及び ( ii ) により算出した額の少ない方の額（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる）</p> <p>( i ) 改修費等に係る対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額</p> <p>( ii ) 保育対策総合支援事業費補助金の別表に定める額（2,700万円）の4分の3を乗じた額</p> <p>※国において上乗せ補助が、平成30年度において、予算措置された場合、3,200万円となります。</p>	<p>他の補助金等の対象経費と重複する分は、補助の対象となりません。</p> <p>補助対象となる改修等の事業着手は、平成30年4月1日以降となります。</p>

## (3) 民間保育所運営費補助金

区分	補助	補助対象者	対象経費	補助額	その他
借地・借家料 補助	市単独補助	公募の対象となる 事業者	土地・建物賃借料に要する経費。 ただし、特定教育・保育、特別利用 保育、特別利用教育、特定地域型保 育、特別利用地域型保育、特定利用 地域型保育及び特例保育に要する費 用の額の算定に関する基準等（平成 27年3月31日内閣府告示第49号） 第 1条の第51項に規定する賃借料加 算を除く。	土地建物賃借料（月額）×補助対象 月数ただし、平成24年4月1日以 降に事業を開始した施設については 次の式により算出した額とする。 土地建物賃借料（月額）×補助対象 月数×1／2  補助限度額 4,000,000円  補助対象期間は支給開始時期より1 0年間とする。	補助対象期間は支給開 始時期より10年間と する。
事務費及び事 業費補助	市単独補助	公募の対象となる 事業者	事務費は、福利厚生費・旅費交通 費・研修費・消耗品費・器具什器 費・印刷製本費・水道光熱費・燃料 費・通信運搬費・会議費・広報費・ 業務委託費・手数料・損害保険料・ 賃借料・租税公課・雑費とする。  事業費は、消耗品費・器具什器費・ 賃借料・雑費とする。	左記の事務費・事業費×1／2×補 助対象月数／12  補助限度額 5,000,000円	
人件費に係る 法定福利費及 び退職共済掛 金補助	市単独補助	公募の対象となる 事業者	人件費に係る法定福利費及び退職共 済掛金	人件費に係る法定福利費及び退職金 掛金の年額の合計×1／2×補助対 象月数／12  補助限度額 5,000,000円	

区分	補助	補助対象者	対象経費	補助額	その他
施設修繕改修費補助	市単独補助	公募の対象となる事業者	昭和44年5月1日付直審（法）25「法人税基本通達の制定について」第7章第8節に規定する修繕費。 ただし、資本的支出は対象としない。	1か所当たり 年間2,000,000円を限度とする	
嘱託医・嘱託歯科医報酬に係る補助	市単独補助	公募の対象となる事業者	嘱託医・嘱託歯科医に要する経費	年額報酬×補助対象月数／12 補助限度額それぞれ100,000円	
障がい児保育	市単独補助	公募の対象となる事業者	対象保育士の職員給料、職員賞与及び非常勤職員給与。 保育士の配置基準及び国県の補助対象となる保育士を除き、障がい児童のための保育士を1名以上加配している場合に補助する。 ただし、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）第1条の第35項に規定する療育支援加算を除く。	173,600円×補助対象月数  補助対象月は、各月の保育園における保育士の配置数に保育士の配置基準の数及び国県の補助対象となる保育士の数を減じた数が1以上となる月を対象とする。 ただし、障がい児とは、嘱託医又は他の機関が保育士の加配が必要と認めた児童とする。	
3歳以上の主食代補助	市単独補助	公募の対象となる事業者	3歳以上の児童（当該年度の4月1日において3歳以上の児童をいう。）の主食に係る食材費	520円×各月の3歳以上の在籍児童数	

